

岬町告示第 17 号

都市計画法第 62 条第 2 項の規定により、岬町南大阪湾岸流域関公共下水道について、次のとおり当該事業計画変更を縦覧に供します。

令和 7 年 3 月 28 日

岬町長 田代 堯

1. 変更する事業計画の名称
岬町南大阪湾岸南部流域関連公共下水道事業計画
2. 縦覧場所及び縦覧期間
 - (1) 縦覧場所
岬町深日 2000 番地の 1
岬町 都市整備部 下水道課
 - (2) 縦覧期間
令和 7 年 3 月 28 日から令和 13 年 3 月 31 日